

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年4月1日提出
【発行者名】	ばんせい投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩瀬 悟朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【事務連絡者氏名】	高橋 美沙 連絡場所：東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【電話番号】	03 - 3523 - 8118
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	スマート・コントロール・オープン（分配コース） スマート・コントロール・オープン（成長コース）
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券の金 額】	スマート・コントロール・オープン（分配コース） 1)当初申込期間（平成26年4月17日から平成26年5月12日まで） 100億円を上限とします。 2)継続申込期間（平成26年5月13日から平成27年6月16日まで） 100億円を上限とします。  スマート・コントロール・オープン（成長コース） 1)当初申込期間（平成26年4月17日から平成26年5月12日まで） 1,000億円を上限とします。 2)継続申込期間（平成26年5月13日から平成27年6月16日まで） 1,000億円を上限とします。  *なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出す ることによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

スマート・コントロール・オープン（分配コース）

スマート・コントロール・オープン（成長コース）

（以上を総称して、または個別に「当ファンド」ということがあります。また、スマート・コントロール・オープン（分配コース）を「分配コース」、スマート・コントロール・オープン（成長コース）を「成長コース」ということがあります。）

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初元本は1口につき1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間（平成26年4月17日から平成26年5月12日まで）

スマート・コントロール・オープン（分配コース）100億円を上限とします。

スマート・コントロール・オープン（成長コース）100億円を上限とします。

継続申込期間（平成26年5月13日から平成27年6月16日まで）

スマート・コントロール・オープン（分配コース）1,000億円を上限とします。

スマート・コントロール・オープン（成長コース）1,000億円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

当初申込期間（平成26年4月17日から平成26年5月12日まで）

1口当たり1円とします。

継続申込期間平成26年5月13日から平成27年6月16日まで）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 です。

なお、原則として、午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

当ファンドの基準価額については販売会社または下記にお問合わせください。

## 委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

お電話によるお問合わせ先

電話番号 03 - 3523 8118

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

## (5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

\* 詳しくは販売会社にお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

## (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）とします。

ただし、「分配金再投資コース」（以下に定義します。）を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

申込単位の詳細につきましては、販売会社までお問合わせください。

## (7) 【申込期間】

当初申込期間（平成26年4月17日から平成26年5月12日まで）

継続申込期間（平成26年5月13日から平成27年6月16日まで）

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込みの取扱場所（販売会社）については、委託会社照会先にお問合わせください。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が申込みの取次ぎを行う場合があります。

## (9) 【払込期日】

当初申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、当初申込期間中にお申込代金を販売会社に支払います。

当初申込期間中に、投資家から申込まれた募集に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、設定日に委託会社の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

継続申込期間中に、投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、委託会社照会先までお問合わせください。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が払込みの取次ぎを行う場合があります。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。  
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください(原則として、取得申込後のコース変更はできません。)。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、取得申込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかの条件に該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得および換金の申込みができません。

- ・ ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ ロンドン証券取引所休業日
- ・ 香港証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行休業日
- ・ ロンドンの銀行休業日
- ・ 香港の銀行休業日

今後、投資対象の拡大に応じて、委託会社が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、休業日を追加または変更することができます。

申込不可日については、販売会社までお問合わせください。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

**第二部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

## ファンドの目的

当ファンドは、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）、指標連動証券（以下「ETN」といいます。）、不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ（商品）等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

## ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信	特殊型 (絶対収益追求型)
	内外	その他資産 ( ) 資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を含む)  日本			ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)  日々  その他 ( )	北米  欧州  アジア  オセアニア  中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファミリーファン ド	あり (適時ヘッジ)	条件付運用型      絶対収益追求型
不動産投信			ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、債券、 その他資産(デリバ ティブ、為替予約取 引、商品先物等)) 資産配分変更型)) 資産配分固定型 資産配分変更型					その他 ( )
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

\*当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

\*\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券、その他資産（デリバティブ、為替予約取引、商品先物等）等を投資対象とします。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産とが異なります。

## &lt;商品分類表定義&gt;

平成22年7月1日現在

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内外...目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」、および「その他資産」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

特殊型(絶対収益追求型)...目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において絶対収益追求型に属するものをいいます。

#### <属性区分類表定義>

その他資産(投資信託証券)...目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」、「不動産投信」、および「その他資産」のうち複数

資産複合(株式、債券、その他資産(デリバティブ、為替予約取引、商品先物等))資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル(日本を含む)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジあり(適時ヘッジ)...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。恒常的にヘッジを行うものではありません。

絶対収益追求型...目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>



## ファンドの特色

### ファンドの目的

ファンドは、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

### ファンドの特色

特色  
1

世界各国の様々な資産を投資対象とします。

特色  
2

投資環境に応じて、ポジションの増減やレバレッジの活用を行い、絶対収益の獲得を目指します。

特色  
3

グローバル・マクロ分析等により、各市場や個別銘柄のトレンドを予測し、リスクコントロールを行いつつ、ポートフォリオを運営します。

### 絶対収益について

「絶対収益の獲得を目指す」とは、

「市場動向に関わらず、投資元本を増やすことを目標とする」という意味です。

・投資信託は、特定のベンチマークや参考とする指標に対する超過収益を追及して運用を行うことが一般的です。このような運用は「(市場動向によって変動するベンチマークや参考指標のパフォーマンスに対して)相対的な超過収益の獲得を目指す」ものですので、ファンドの収益は、投資対象とする市場のパフォーマンスに概ね追随することが一般的です。

・それに対して、投資対象とする市場のパフォーマンスに関わらずに投資収益を獲得することを目標とする運用のことを、絶対収益を追求する運用と呼びます。

※ファンドは絶対収益の獲得を目指しますが、絶対に収益を得ることができるという意味ではなく、投資状況や運用状況等によっては投資元本を割り込むことがあります。

## ご紹介

運用担当者(ファンド・マネージャー)

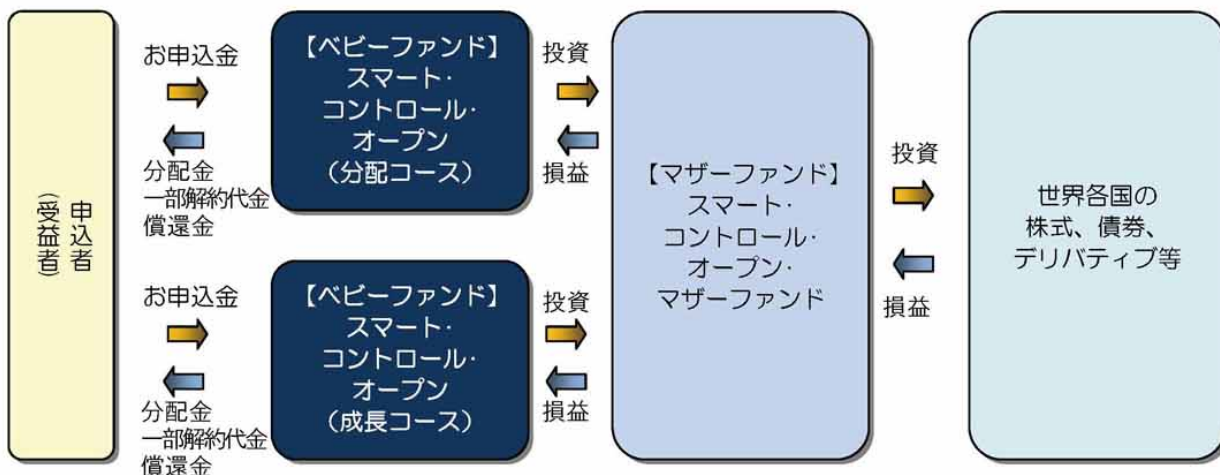
清水 孝則

国内大手証券会社での公社債ボンドトレーダー、為替チーフトレーダー、中近東政府の公式顧問(投資アドバイザー)、投資一任勘定運用、グローバル・マクロのヘッジファンド運用、国内大手アセットマネジメント会社および国内独立系運用会社において国内籍公募投資信託等の運用など、長年の運用経験を活かし投資判断を行います。

※上記は 2014 年 3 月末現在。今後変更されることがあります。

### ◆ファンドの仕組み

ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド(ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

\*ファンドは、投資状況に応じて、マザーファンドと同様の運用を行うことがあります。

## ファンド名について

「スマート・コントロール」とは、ポジションおよびリスクをスマートに(賢く)コントロールすることを表しています。

※ファンドが投資する有価証券の発行会社をコントロール(支配)するという意味ではありません。

特色  
1

## 世界各国の様々な資産を投資対象とします。

◆ファンドは、マザーファンドを通じて、以下の様々な資産を投資対象としています。

主要投資  
対象

## 株式等

世界各国の金融商品取引所に上場される  
・株式(ADRを含む)  
・ETF、ETN、REIT

## 債券

・先進国公社債  
・新興国公社債

## デリバティブ取引

世界各国の金融商品取引所に上場される  
・有価証券先物取引  
・有価証券指数先物取引  
・有価証券オプション取引

投資環境  
により  
投資

## 受益証券

・投資信託受益証券  
・外国投資信託受益証券

## 為替・金利

為替、金利等の  
・金融先物取引、オプション取引、  
スワップ取引  
・為替予約取引、NDF

## コモディティ(商品)

・商品先物取引、オプション取引

- ◆投資環境によっては、少数の投資対象資産や銘柄等に集中投資を行うことがあります。また、主要投資対象資産であっても、投資比率がゼロとなることがあります。
- ◆為替予約取引等の為替取引は、主に為替ヘッジを目的として、投資環境に応じて適時行います。また、為替差益の獲得を目的とした取引を行うこともあります。
- ◆投資環境によっては、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。

## (ご参考)

- (1) ADR(American Depositary Receipt)とは、米国以外の国の企業の株式(以下「原株式」といいます。)を米国で流通させることなどを目的として原株式を裏付けとして発行される米ドル建ての預託証券です。ADRの裏付けとなる原株式は、その発行企業の本国で保管(預託)され、預託銀行等が原株式を基に、ADRの発行を行います。ADRは、米国証券取引委員会に米国内有価証券として登録されることにより、米国の主要取引所で株式と同様に売買・決済・保管されます。
- (2) NDF(Non-Deliverable Forward)とは、直物為替先渡取引といい、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。



特色  
2

投資環境に応じて、ポジションの増減やレバレッジの活用を行い、絶対収益の獲得を目指します。

## (1) ポジションの増減

- ◆投資環境に応じて、ポジションを増減させます。例えば、
  - ①投資環境が良好と判断した場合（強気）は、より多くの収益の獲得を狙い、ポジションを増やして運用を行います。
  - ②投資環境が良くないと判断した場合（弱気）は、リスクを抑制するために、ポジションを減らしたり、デリバティブ取引等によるヘッジを行います。

\*デリバティブ取引等によりヘッジを行った場合、買いと売りを合計したポジションは増加します。

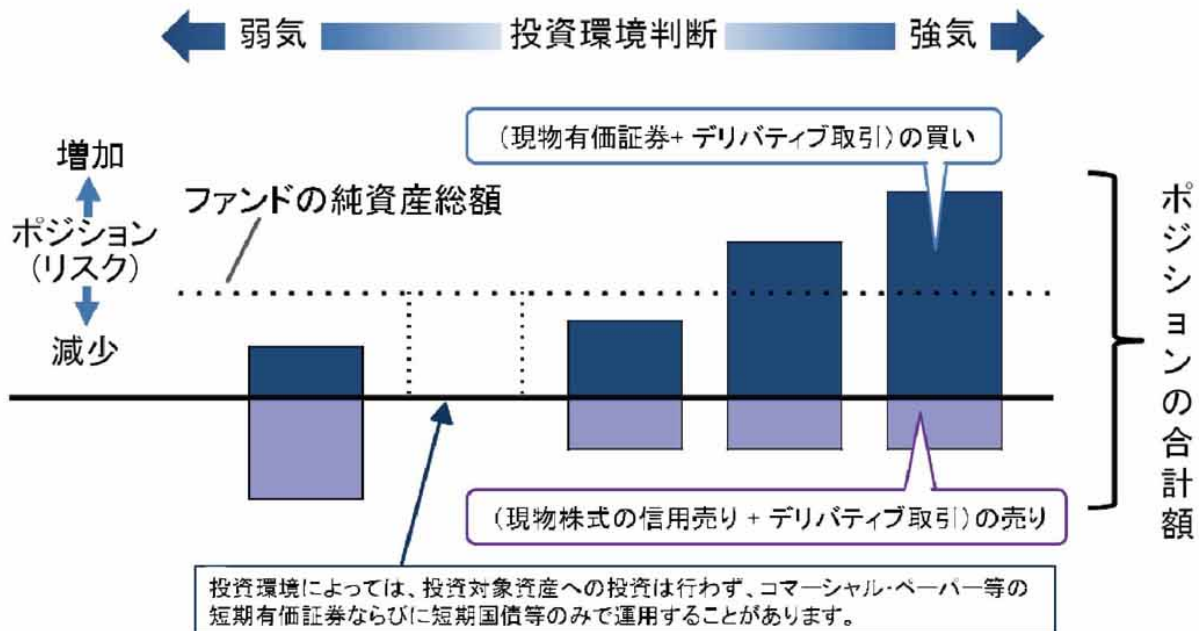
## (2) レバレッジの活用

- ◆デリバティブ取引等を利用してレバレッジを掛けることがあります。その場合には、ポジションの合計額がファンドの純資産総額を超えることがあります。ただし、**買いと売りを合わせたポジションの合計額は、純資産総額の300%（レバレッジ3倍）以内**とします。

\*株式・債券・受益証券等と先物・オプション・為替予約・商品等のデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合は、ポジション設定時点において、**買いと売りの合計で純資産総額の300%（レバレッジ3倍）以内**とします（純資産総額を超えることがあります）。

※ただし、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされるものはこの計算から除きます。

《ポジションの増減のイメージ図》

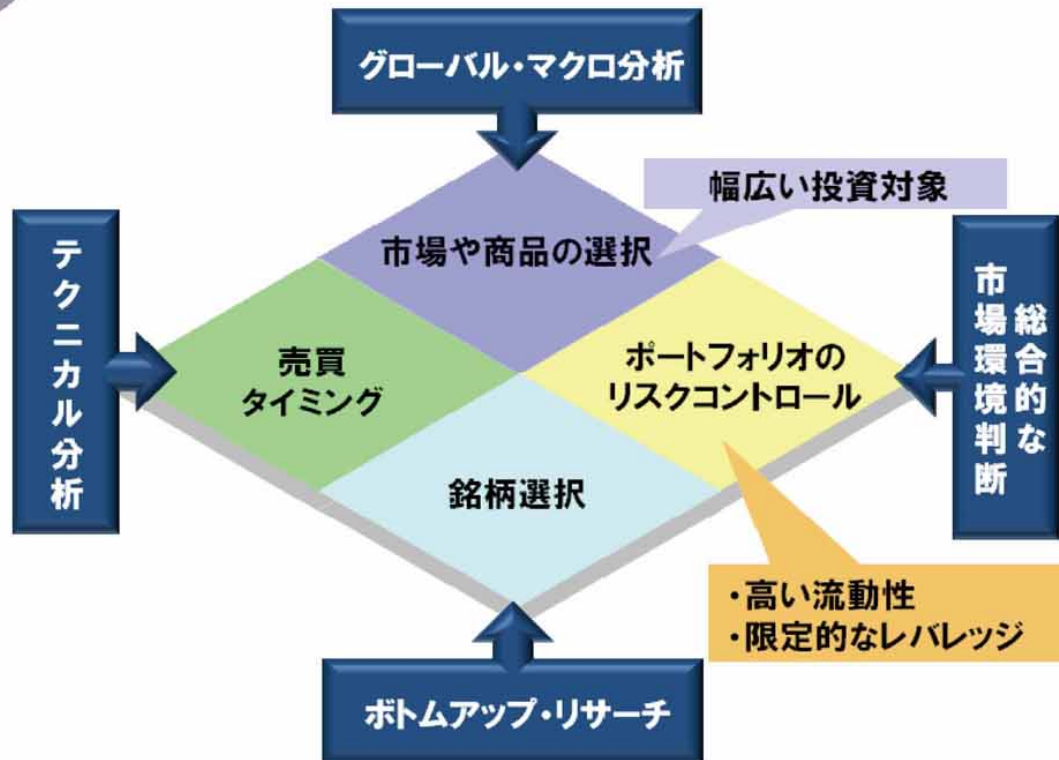


(注)投資環境によっては、投資対象資産への投資は行わず、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。

※上図は、ポジション増減のイメージをご理解いただくことを目的としたものであり、実際の運用とは異なります。

特色  
3

グローバル・マクロ分析等により、各市場や個別銘柄のトレンドを予測し、リスクコントロールを行いつつ、ポートフォリオを運営します。



### 投資プロセス

1

グローバル・マクロ分析により、成長性が高いと見込まれる市場や商品を選択し、大きなトレンドの方向にポジション(買い・売り)を取ります。  
※下落が見込まれる資産を売ることがあります。

2

ボトムアップ・リサーチにより、中長期的な観点から成長が期待できる銘柄を選択します。

3

売買タイミングについては、テクニカル分析に留意して行います。

4

総合的な市場環境判断により、投資対象や配分割合の調整を行うことによって、ポートフォリオ全体としてのリスクコントロールを行います。  
※原則として、流動性の高い資産に投資します。  
また、レバレッジは限定的水準(3倍以内)に留めます。

このプロセスを繰り返します

**（ご参考）**

## 《グローバル・マクロ分析》

世界各国の景気・財政・金融・政治・市場環境などを分析することをいいます。

## 《ボトムアップ・リサーチ》

投資銘柄を決定する際、個別企業の調査分析を行うことをいいます。

## 《テクニカル分析》

チャートや市場での取引高の統計などを用いて、価格変動や売買のタイミングなどを予測することをいいます。

**（ご参考）買い・売りのポジションによる損益発生イメージ図**

買い(ロング・ポジション)		売り(ショート・ポジション)	
収益獲得のイメージ	損失発生イメージ	収益獲得のイメージ	損失発生イメージ
買付価格よりも売却価格が高い場合は、その差額が収益となります。	買付価格よりも売却価格が低い場合は、その差額が損失となります。	売付価格よりも買戻し価格が低い場合は、その差額が収益となります。	売付価格よりも買戻し価格が高い場合は、その差額が損失となります。

※上図はイメージ図であり、ファンドの運用成果等について示唆、保証するものではありません。

**資金動向や市場動向等によっては、特色1、特色2、特色3のような運用ができない場合があります。**

## 信託金の限度額

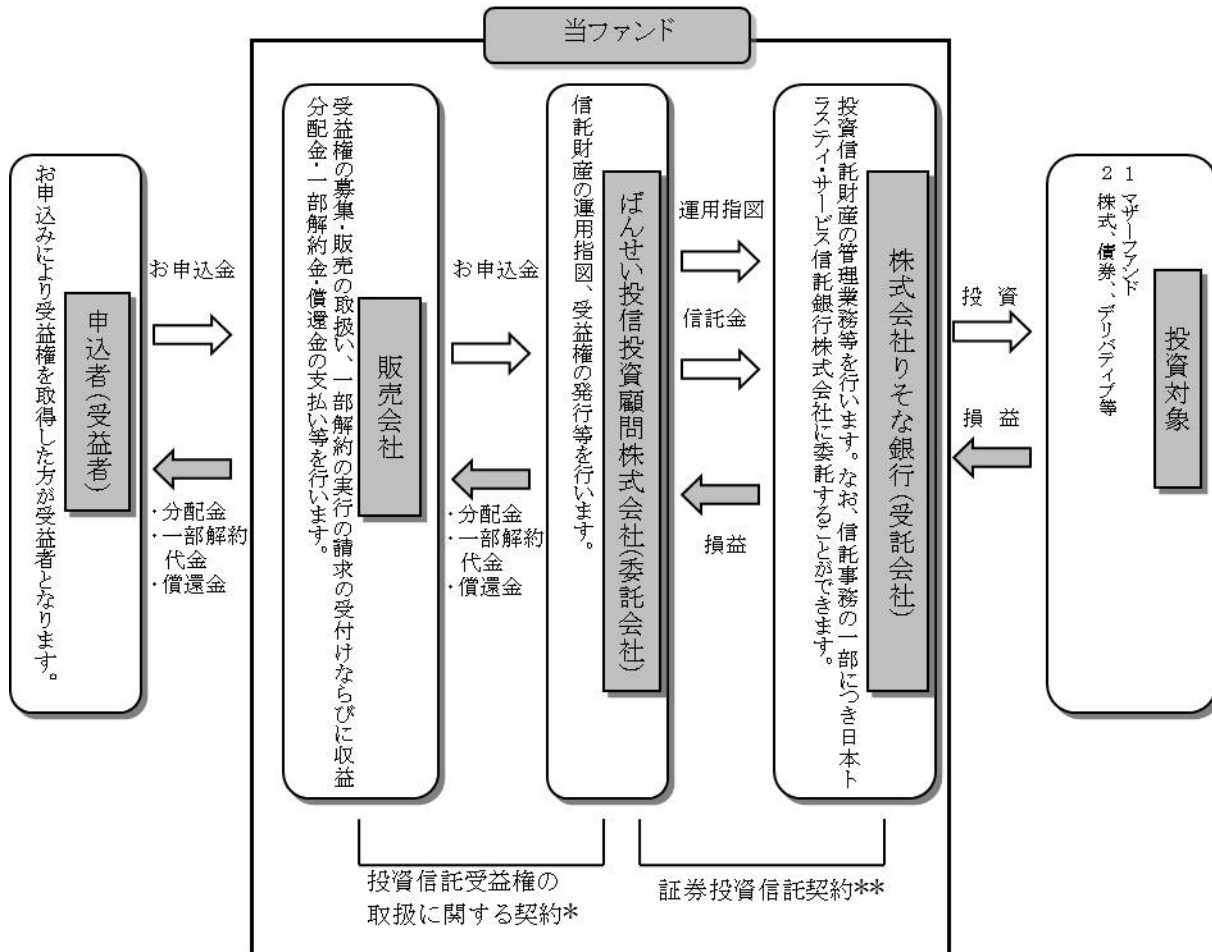
受益権の信託金限度額は、成長コース、分配コースそれぞれ1,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成26年5月13日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始（予定）

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## \* 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

## \*\* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。



## 委託会社の概況（平成26年1月末日現在）

## ・資本金の額

現在の資本金の額 5億2,200万円

## ・委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立  
 平成10年9月 投資顧問業の登録  
 平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得  
 平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更  
 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更  
 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更  
 平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得  
 平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録  
 平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ばんせい証券株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2 茅場町タワー	20,480株	100.00%



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ（商品）等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

#### 運用の方法

##### 〔1〕主要投資対象

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

マザーファンドの具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式（米国預託証券（ADR<sup>（注1）}</sup>）を含みます。以下同じ。）、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引、直物為替先渡取引（以下「NDF<sup>（注2）}</sup>」といいます。）、国内外の代表的な商品取引所に上場されている商品投資取引に係る権利<sup>（注3）</sup>等（以下「有価証券関連デリバティブ取引」と合わせて「デリバティブ取引」といいます。）にも投資を行うことがあります。

また、当ファンドは、投資状況に応じて、マザーファンドと同様の運用を行うことがあります。

（注1）ADR（American Depositary Receipt）とは、米国以外の国の企業の株式（以下「原株式」といいます。）を米国で流通させることなどを目的として原株式を裏付けとして発行される米ドル建ての預託証券です。ADRの裏付けとなる原株式は、その発行企業の本国で保管（預託）され、預託銀行等が原株式を基に、ADRの発行を行います。

ADRは、米国証券取引委員会に米国内有価証券として登録されることにより、米国の主要取引所で株式と同様に売買・決済・保管されます。

（注2）NDF（Non-Deliverable Forward）とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

（注3）商品投資取引に係る権利とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち、同号イに定める取引に係る権利をいいます。

##### 〔2〕投資態度

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

当ファンドは、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

当ファンドの実質的な資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し決定します。

当ファンドは、マザーファンドを通じて株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、株式、債券、受益証券等とデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合（注1）は、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の300%（レバレッジ3倍以内）とします（純資産総額を超えることがあります）。

（注1）合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。（コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされるものは、この計算から除きます。）

当ファンドの実質的なポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行います。市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類（以下「アセットクラス」といいます。）についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。

当ファンドの実質的な組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを回避する目的で為替ヘッジを行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の獲得を目的として為替予約取引、為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF（以下、「為替取引」といいます。）等を行うことがあります。

当ファンドのマザーファンドを通じた為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引（為替予約取引を除きます。）については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当ファンドの信用取引による実質投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。

投資環境によってファンドは、マザーファンドを通じてコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。

当ファンドは、マザーファンドを通じて信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に記載したような運用を行う投資信託証券および外国投資信託の受益証券（マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）なものを除き、投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。）等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

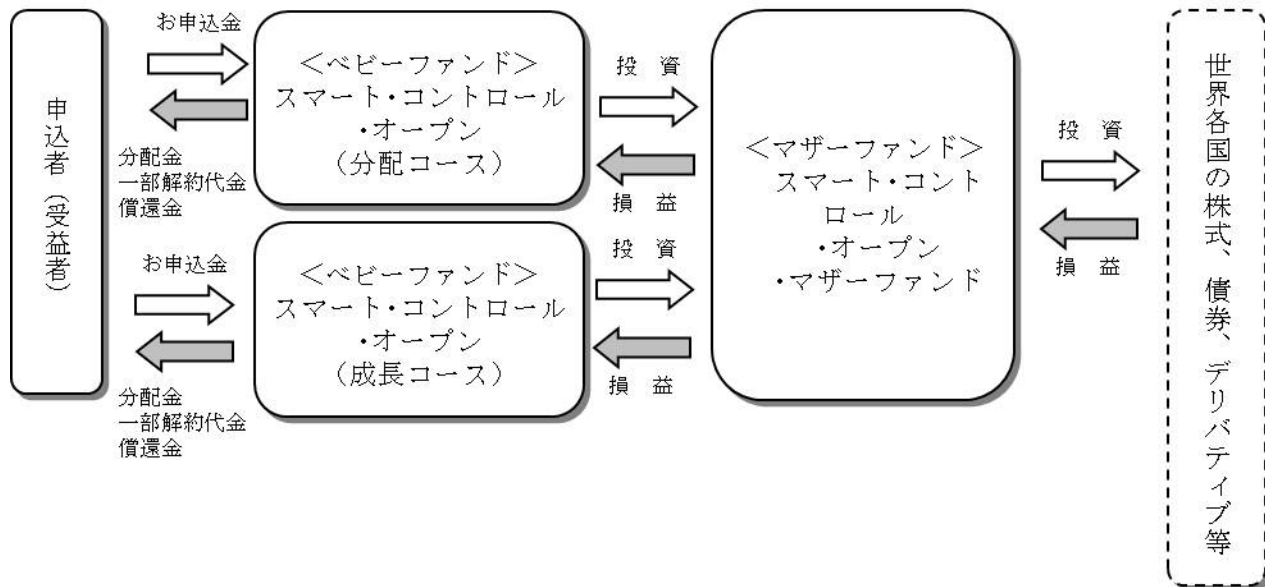
### 〔3〕運用の形態

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（スマート・コントロール・オープン・マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

当ファンドは、主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に直接投資する場合があります。

また、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ（商品）等、様々な資産にも直接投資する場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定し、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド受益証券へ投資することがあります。



（参考）マザーファンドの概要

スマート・コントロール・オープン・マザーファンド  
運用の基本方針

1. 基本方針

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）、指標連動証券（以下「ETN」といいます。）、不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

また、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ（商品）等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

2. 運用の方法

(1) 投資対象

マザーファンドは、主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式（米国預託証券（ADR）を含みます。以下同じ。）、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引、直物為替先渡取引（以下「NDF」といいます。）、国内外の代表的な商品取引所に上場されている商品投資取引に係る権利等（以下「有価証券関連デリバティブ取引」と合わせて「デリバティブ取引」といいます。）にも投資を行うことがあります。

(2) 投資態度

主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、積極的に信託財産の成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し決定します。

株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、株式、債券、受益証券等とデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合<sup>(注1)</sup>は、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の300%（レバレッジ3倍以内）とします（純資産総額を超えることがあります）。

（注1）合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。

（コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされるものは、この計算から除きます。）

ポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行います。また、市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類（以下「アセットクラス」といいます。）についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。

組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを回避する目的で為替ヘッジを行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の獲得を目的として為替予約取引あるいは、為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF(以下、「為替取引」といいます。)を行うことがあります。

為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引(為替予約取引を除きます。)については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行います。市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といいます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。

信用取引による投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。

投資環境によっては、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。

信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に記載したような運用を行う投資信託証券および外国投資信託の受益証券(取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。))なものを除き、投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

### (3) 投資制限

投資信託証券および外国投資信託の受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

コモディティ(商品)の現物投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## (2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 〔1〕次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- a. 有価証券（金融商品取引法第2条1項および同2項に定めるものをいいます。）
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条、第25条および第32条に定めるものに限ります。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - e. 商品投資取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいい同号イに定める取引（以下「商品投資取引」といいます。）に係る権利であり、かつ商品市場（商品取引所（商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所）をいいます。）が開設する市場（商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場）をいいます。以下同じ。）または外国商品市場（商品先物取引法第2条第12項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。以下同じ。）において行う取引に係る権利に限ります。）
- 〔2〕次に掲げる特定資産以外の資産
- a. 為替手形

#### 有価証券および金融商品の指図範囲等

- 〔1〕委託会社は、信託金を、主としてばんせい投信投資顧問株式会社を委託会社とし、りそな銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- a. 株券または新株引受権証券
  - b. 国債証券
  - c. 地方債証券
  - d. 特別の法律により法人の発行する債券
  - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - j. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- w. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- X. 外国の者の発行する証券または証書で、w.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書（l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを含みます。）を以下「株式」といい、b.からf.までの証券（l.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものならびにn.の投資法人債券を含みます。）を以下「公社債」といい、m.およびn.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

〔2〕委託会社は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記〔2〕a.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

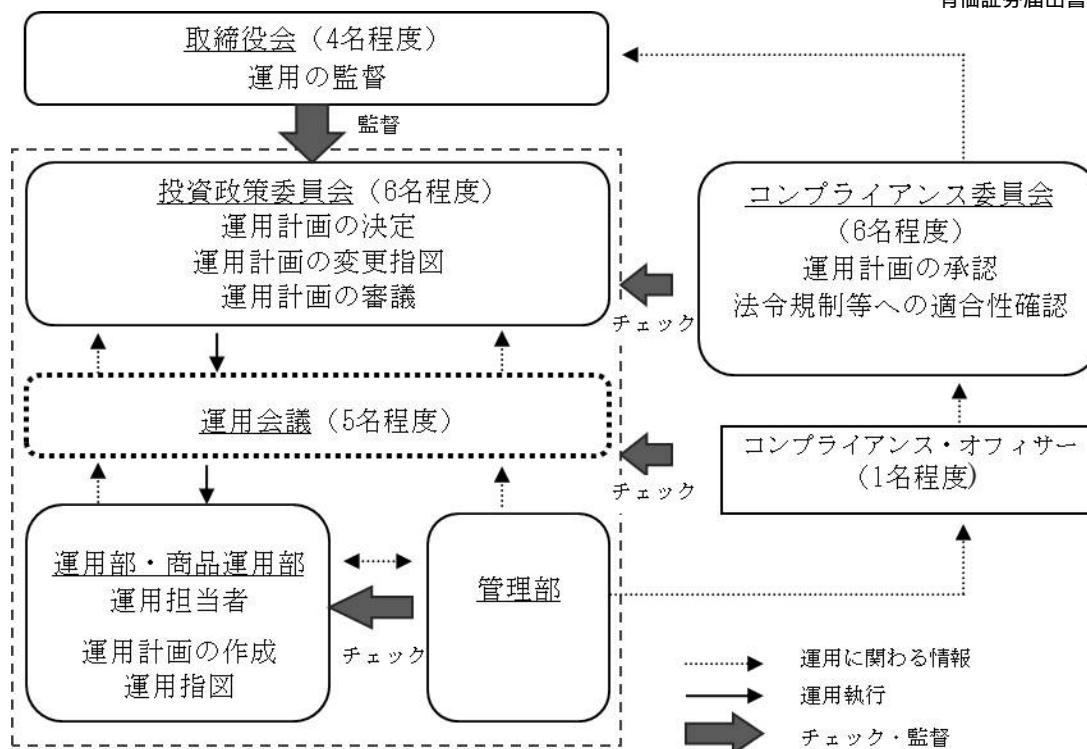
その他の投資対象

- 〔1〕先物取引等
- 〔2〕スワップ取引
- 〔3〕金利先渡取引および為替先渡取引
- 〔4〕直物為替先渡取引

### （3）【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



## 運用の流れ

### 〔1〕 運用計画策定

#### a. 投資銘柄の決定

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、世界各国の株式、債券および、デリバティブ取引を活用し通貨、金利、コモディティ（商品）等、様々な資産に投資を行います。投資対象とする資産の配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し投資を行います。

#### b. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、委託会社の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款および社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

### 〔2〕 運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

### 〔3〕 リスク管理および運用成果のチェック

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社の管理部長が日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。



## 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

### （４）【分配方針】

#### <スマート・コントロール・オープン（分配コース）>

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 〔１〕 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 〔２〕 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 〔３〕 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。収益分配前の基準価額が10,000円(1万口当り)を超えている場合に、原則として、その超えている部分から分配を行う方針です。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、収益分配前の基準価額が10,000円（1万口当り）を超えている部分を全額分配するとは限りません。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <スマート・コントロール・オープン（成長コース）>

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 〔１〕 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 〔２〕 分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
- 〔３〕 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 分配金のお支払い

当ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### ファンドの決算日

毎年3月15日および9月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

初回決算日は平成26年9月16日となります。

#### (5)【投資制限】

##### 信託約款で定める投資制限

投資信託証券および外国投資信託の受益証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

コモディティ(商品)の現物投資は行いません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### 商品投資取引に係る権利の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、商品投資取引に係る権利であり、かつ商品市場が開設する市場または外国商品市場において行う取引に係る権利に限ります。)を行うことの指図をすることができます。

##### 信用取引の指図範囲

〔1〕委託会社は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

〔2〕〔1〕の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が取得時において信託財産の純資産総額の範囲内とします。

〔3〕〔2〕において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔4〕委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

##### 先物取引等の運用指図

〔1〕委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

〔2〕委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所に

おける通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- 〔3〕委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

- 〔1〕委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 〔2〕スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔3〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔4〕委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 〔1〕委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 〔2〕金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔3〕金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔4〕委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - c. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 〔2〕〔1〕a.からc.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 〔3〕委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図および範囲

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

〔2〕〔1〕の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、〔2〕の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れの指図および範囲

〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

〔2〕〔1〕の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、〔2〕の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

〔4〕〔1〕の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

〔1〕予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、取得時において信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

〔2〕限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

〔1〕委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

〔2〕直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

〔3〕直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。

〔4〕委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ

〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 〔2〕一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 〔3〕収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 〔4〕借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令等による投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### 《当ファンドのもつリスク》

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じてまたは直接デリバティブ取引を通じた投資を含め、世界各国の株式、債券、通貨、コモディティ（商品）等の値動きのある資産等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。投資者の皆様は、当ファンドの内容・リスク等を十分ご理解のうえお申込みください。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### <基準価額の変動要因>

##### 主な変動要因

###### 価格変動リスク

当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接デリバティブ取引を通じた投資を含め、世界各国の株式、債券、通貨、コモディティ等に投資を行います。これらの資産は、国内外の政治・経済情勢や需給関係等の影響を受け価格が変動するため、ファンドの基準価額もその影響を受け、下落することがあります。

###### デリバティブなどのレバレッジ取引にかかるリスク

レバレッジ取引は、少額の投資資金で多額の取引を行うものであり、大きなリターンが期待できる反面、リスクも比例して大きくなります。

当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、先物取引、オプション取引、為替取引等のデリバティブ取引を積極的に活用し、当ファンドの純資産総額を上回る取引を行うことがあります。このような場合において、「レバレッジが掛かった状態のポジション」と予想していた市場の値動きの方向性または変動幅が異なる結果となった場合、多額の損失を被る場合があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

###### 投資戦略に係るリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、世界各国における各資産の市場の価格変動を予想したうえで投資を行うため、当ファンドの損益は委託会社の市場見通し（投資シナリオ）の精度に大きく依存します。市場の価格が予想とは逆の方向に変動した場合やファンダメンタルズと無関係に市場が変動する場合（クーデターなど想定外の事象が起きた場合を含みます。）には、損失を被る場合があります。また、デリバティブ取引を活用し、各資産において買いと売りの両建てを行うなど多様なポジションをとることから、投資資産の価格が上昇した場合でも、ファンドの基準価額の上昇率がそれに追従しないこと、あるいは基準価額が下落することがあります。

###### 特定のアセットクラスまたは銘柄に投資が集中するリスク

特定のアセットクラスまたは銘柄に投資が集中し分散投資が行われなにより、特定のアセットクラスまたは銘柄の価格変動の影響を大きく受ける場合があります。

###### 為替変動リスク

当ファンドは為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で為替取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。

###### ブローカーおよびカウンターパーティーリスク

デリバティブ取引等を行う際、証拠金や有価証券を先物ブローカーや取引相手自身の口座において保管させることがあります。そうした場合において、保管先の先物ブローカーや取引相手が破産などにより債務不履行に陥った場合、取引の中断、一括精算、証拠金の返還の遅延もしくは返済不能、契約の不履行等が起こる可能性があります。このような場合、信託財産の一部または相当の額が失われることがあり、ファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。

###### 運用体制の変更ならびに担当ファンドマネージャーに関するリスク

当ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。また、当ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において担当ファンドマネージャーが交代する場合があります。この場合においてもファンドの運用の基本方針が変更されることはありませんが、担当ファンドマネージャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替、ポジションの変更等が行われる場合があります。

なお、担当ファンドマネージャーの交代等があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資を行う有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### 金利変動リスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、残存期間の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

#### カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、または混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいい、当ファンドの実質的な投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ETFへの投資に伴うリスク

ETFは、一口当りの純資産価額である基準価額の値動きが、指標等の値動きに連動または、逆の値動きをすることを目指しますが、その運用にあたっては、有価証券の組入コストが生じることなどから、指数等と基準価額の値動きが一致しない場合があります。また、ETFの取引は、指数等と基準価額の水準等を参考になされるものですが、その投資信託証券の市場価格は需給状況によって変動するため、基準価額等と市場価格の値動きが一致しない場合もあります。その場合、当ファンドの基準価額の値動きは当該指標等の推移から想定されるものと乖離する場合があります。

#### ETNへの投資に伴うリスク

ETNは裏付けとなる資産を保有せず、発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETNの価格が下落する又は無価値となる可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### REITへの投資に伴うリスク

REITは、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産にかかる法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資するREITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### 商品投資取引に伴うリスク

商品の需給関係の変化のほか、為替、金利、天候、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策および戦争・テロの発生等さまざまな要因により変動します。

市場の流動性の低下、投機資金の流入、政府の規制・介入等により、商品先物取引価格が著しく不安定となる場合、商品取引所等が定める値幅制限などの取引規制により取引が成立しない、もしくは不利な価格で取引を行わなければならない場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

#### ファミリーファンド方式による留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付・一部解約申込みの受付および買取申込みの受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込みの受付・一部解約申込みの受付および買取申込みの受付についても取り消す場合があります。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

当ファンドは一部解約等により信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

当ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、当ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり当ファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

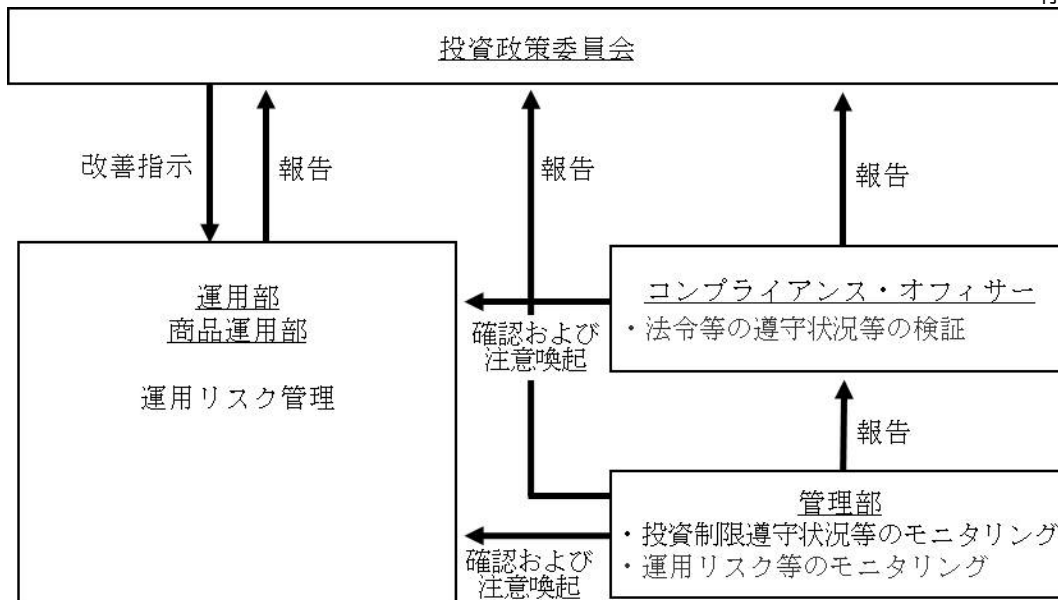
コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 《リスク管理体制》

#### 運用上のリスク管理





委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーに報告します。管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、委託者の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕 〔2〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ご解約時に申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

## (3)【信託報酬等】（信託報酬および成功報酬）

当ファンドでは、信託報酬とは別にファンドの成績に応じて成功報酬が信託財産中から支払われます。

信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.1168%（税抜1.96%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬等に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

総額		純資産総額に対し年2.1168%（税抜1.96%）
信託報酬の配分 （年率）	委託会社	純資産総額に対し年1.728%（税抜1.6%）
	販売会社	純資産総額に対し年0.324%（税抜0.3%）
	受託会社	純資産総額に対し年0.0648%（税抜0.06%）

上記、信託報酬以外に当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接ETF、ETN、REITおよび投資信託証券および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）に投資を行った場合は、これらの報酬および費用が発生し、かかる費用（消費税相当額を含みます。）については間接的にファンドの受益者の負担となります。これらの投資に伴う報酬および費用の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

成功報酬

成功報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の10,000口当りの基準価額（収益分配金および成功報酬控除前。当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）からハイ・ウォーター・マークを控除した差額が正数の場合、当該差額に10.8%（税抜10.0%）の率を乗じて得た額に、当該計算日の受益権総口数を10,000で除したものを乗じて得た額（以下、「成功報酬額」といいます。）から前営業日の成功報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約

に係る口数に相当する前営業日の成功報酬額を控除した額とします。)を控除した額を計上します。

前項に定めるハイ・ウォーター・マークは、下記に定めるところによります。

1. 第1計算期間 10,000 円 (10,000口当り)
2. 第2計算期間以降 当該計算期間または信託終了の日より前の各計算期間の末日の基準価額 (全ての収益分配金および成功報酬控除前) (10,000口当り)のうち最も高い価額となった計算期間を特定し、その計算期間の末日の基準価額 (収益分配金および成功報酬控除後) (10,000 口当り)とします。ただし、当該最も高い価額が10,000円 (10,000口当り)を下回るときおよび信託終了の日が第1計算期間の末日の前であるときは、10,000円とします。

成功報酬額は、計算期間末日および信託終了の日において、信託財産中から支弁され委託会社と販売会社が受領します。

委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

委託会社	販売会社
8.1% (税抜7.5%)	2.7% (税抜2.5%)

$$\text{成功報酬} = \left( \text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク} \right) \times 10\% \text{ (税抜)}$$

収益分配金および成功報酬控除前

(成功報酬の留意点)

毎日公表される基準価額は、成功報酬控除後の価額です。従って、解約される際に解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

#### (4) 【その他の手数料等】

当ファンドは以下の費用およびそれに付随する消費税相当額も負担します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

借入有価証券に係る品貸料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用 (これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
7. 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更費用または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記、その他の手数料等( および に要する費用を除きます。)について、マザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

委託会社は、上記 の諸費用の支払を当ファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.108%( 税抜0.1%) を上限(ただし、変更される場合があります。)とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、当ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は、毎計算期末の翌営業日または信託の終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

\* 当該「その他の手数料等」の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税について

##### 個人の投資家に対する課税

###### [ 収益分配金に関する課税 ]

個人の投資家が支払を受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して20.315%( 所得税15.315%( 復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税( 配当控除は適用されません。) のいずれかを選択することもできます。

###### [ 解約( 換金) 時および償還時の差益( 譲渡益) に対する課税 ]

換金( 解約) 時および償還時の差益( 譲渡益) については、申告分離課税により20.315%( 所得税15.315%( 復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は15.315%の率により源泉徴収が行われます。

###### 《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金( 解約) 時および償還時の差損( 譲渡損失) については、確定申告により上場株式等の配当所得( 申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。) との通算が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

## 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。

なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

換金（解約）時および償還時の課税について

[ 個人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[ 法人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

個別元本について

〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

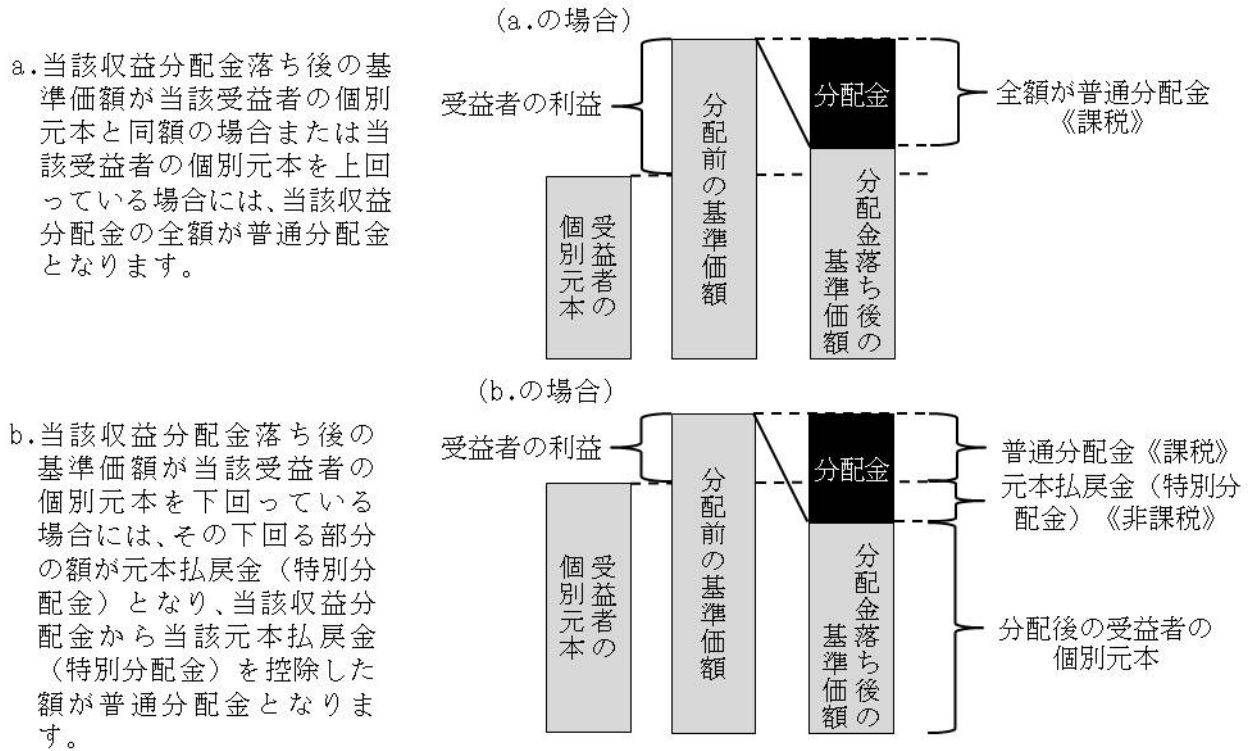
〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## &lt;イメージ図&gt;



平成26年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（5）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

当ファンドの運用は、平成26年5月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

当ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。

なお、初回の有価証券報告書の提出は、平成26年12月頃を予定しています。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

該当事項はありません。

#### 【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

（参考情報）

#### 運用実績

当ファンドの運用は、平成26年5月13日より開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

#### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

#### 分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況（マザーファンド）
-------------------

該当事項はありません。

年間収益率の推移
----------

該当事項はありません。

なお、当ファンドにベンチマークは、ありません。

当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにおいて開示している場合があります。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。取得申込みの受付については、原則として、午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得申込みができません（申込不可日については、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

当ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせください。

#### 委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

お電話によるお問い合わせ先

電話番号 03 - 3523 8118

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売の単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初申込期間は、1口当り1円）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合等その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

#### < 申込手数料 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は、1口当り1円）に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

\* 詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社照会先までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口

座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金(解約)手続等】

### 1. 解約手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。（申込不可日については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてお問合わせください。）

また、当ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社は、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

委託会社は、の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者がの一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。

換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 2. 買取手続き

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取の実行を請求することができます。

販売会社は、受益者の請求があるときには、その受益権を買取ります。

買取請求の受け付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われ、かつその買取請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。

(「申込不可日」については、申込(販売)手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。)

買取請求受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

受益者からの買取請求による販売会社の受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金ならびに課税対象者(当該買取を行う販売会社)に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。詳細は販売会社にお問合せ下さい。

買取請求の一定金額を超える場合の制限、受付中止、代金の支払い等については、「1.解約手続き」と同様です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および約款第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

投資信託契約締結日から平成36年3月15日まで、または、投資信託契約の規定による信託終了の日まで（平成26年5月13日設定）

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月16日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他」「当ファンドの繰上償還条項」等による信託終了の日までとします。

#### (5)【その他】

##### 当ファンドの繰上償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約すること等により、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

##### 信託期間の終了

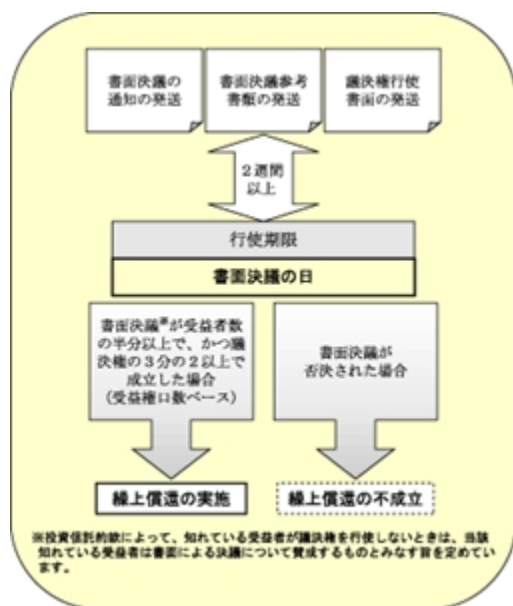
a. 委託会社は、上記「当ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- b. 上記a.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- c. 上記a.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 上記a.からc.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、a.からc.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- e. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「投資信託約款の変更等」のd.の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### <イメージ図>



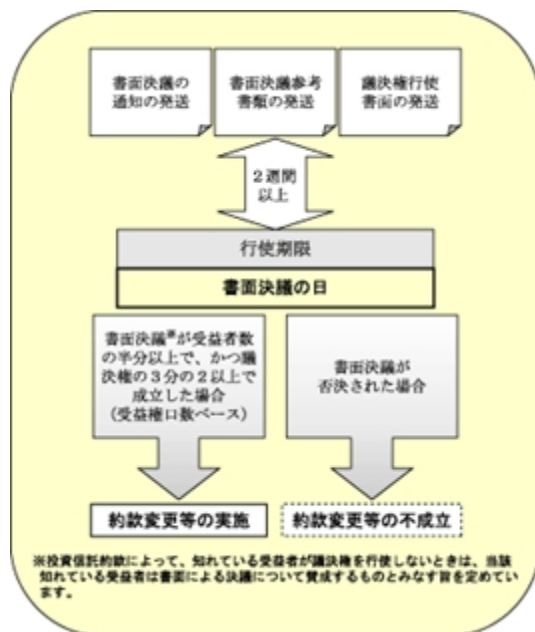
#### 投資信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に

係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記b.からf.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <イメージ図>



#### 運用報告書

当ファンドについて、委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 反対者の買取請求権

当ファンドの繰上償還または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「信託期間の終了」a.または「投資信託約款の変更等」b.に規定する書面に付記します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bansei-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。



#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### 収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- 〔2〕上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属することとなります。

##### 一部解約請求権

- 〔1〕受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払います。

##### 償還金請求権

- 〔1〕償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 〔2〕受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属することとなります。

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、平成26年5月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

##### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成26年1月末日現在）

現在の資本金の額	5億2,200万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	20,480株

##### 直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

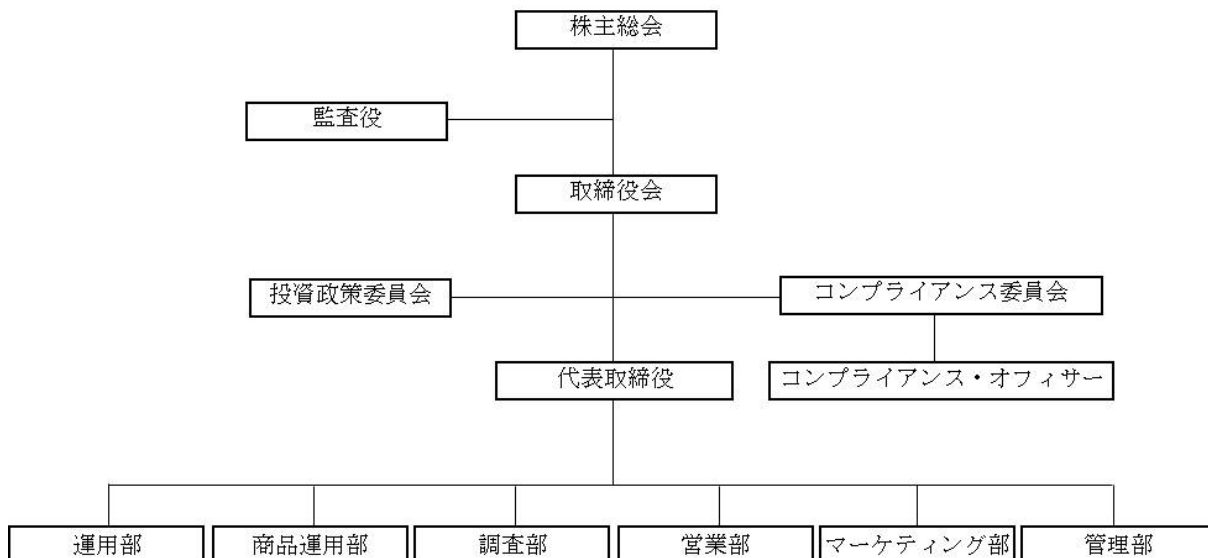
平成21年 4月28日	資本金	380百万円に増資
平成21年 5月28日	資本金	385百万円に増資
平成21年 6月29日	資本金	400百万円に増資
平成21年 8月31日	資本金	405百万円に増資
平成21年 9月30日	資本金	415百万円に増資
平成21年11月30日	資本金	425百万円に増資
平成21年12月28日	資本金	440百万円に増資
平成22年 3月26日	資本金	450百万円に増資
平成22年 5月31日	資本金	475百万円に増資
平成23年3月31日	資本金	499.5百万円に増資
平成24年3月29日	資本金	514.5百万円に増資
平成25年3月28日	資本金	522百万円に増資

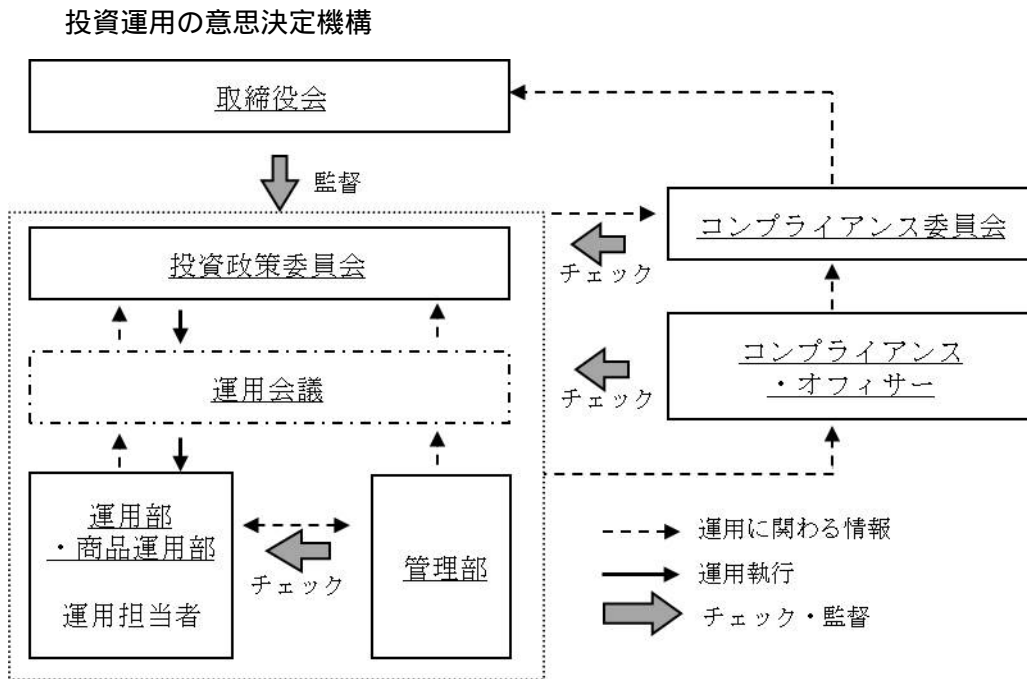
##### (2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

###### 会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

###### （組織図）





#### （取締役会）

- ・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

#### （投資政策委員会）

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、CIO、運用部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサー、管理部長により構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

#### （運用会議）

- ・委託会社の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。

#### （コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー）

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

#### （運用部）

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成26年1月末日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [ 百万円 ]
追加型株式投資信託	10	8,099
合計	10	8,099

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第15期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。  
また、第16期事業年度に係る中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表については、かがやき監査法人による中間監査を受けております。



## (1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金			105,993		119,397
2.未収委託者報酬			23,791		20,204
3.未収収益	1		15,881		30,079
4.前払費用			1,303		1,908
5.立替金			8,628		5,712
6.その他			170		31
7.貸倒引当金			4,029		2,654
流動資産計			151,737		174,678
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物附属設備		1,965		1,965	
減価償却累計額		478	1,486	875	1,089
(2)工具器具及び備品		8,252		9,772	
減価償却累計額		5,554	2,698	7,189	2,583
有形固定資産計			4,185		3,672
2.無形固定資産					
(1)電話加入権			288		288
(2)ソフトウェア			23		
無形固定資産計			311		288
固定資産計			4,497		3,960
資産合計			156,235		178,639

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1. 未払金	1		16,204		12,461
2. 未払費用			4,767		3,584
3. 未払法人税等			2,475		2,686
4. 預り金			944		1,212
5. 賞与引当金			5,393		4,440
6. 未払消費税等			1,967		2,940
流動負債計			31,752		27,325
負債合計			31,752		27,325
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			514,500		522,000
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		274,500		282,000	
(2) その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			275,965		283,465
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		665,982		654,152	
利益剰余金計			665,982		654,152
株主資本合計			124,483		151,313
純資産合計			124,483		151,313
負債純資産合計			156,235		178,639

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1. 委託者報酬		97,429		82,850	
2. 投資顧問料	1	118,309		144,824	
3. その他営業収益	1	5,714		5,714	
営業収益計			221,452		233,389
営業費用					
1. 支払手数料	1	33,206		28,695	
2. 広告宣伝費	1	4,665		4,000	
3. 受益証券発行費		249		250	
4. 調査費					
(1) 調査費		22,308		8,787	
(2) 委託調査費		6,959		7,066	
5. 委託計算費		21,388		31,639	
6. 営業雑経費					
(1) 通信費		1,740		1,553	
(2) 協会費		1,090		1,285	
(3) 諸会費		1,444		2,046	
(4) 貸倒引当金繰入額		2,425		1,557	
(5) その他営業雑経費		3,409		3,279	
営業費用計			98,888		90,161
一般管理費					
1. 給料					
(1) 役員報酬		2,845		3,225	
(2) 給料・手当	1	83,737		77,424	
(3) 賞与		3,941		4,528	
(4) 賞与引当金繰入額		3,174		4,360	
2. 交際費		260		255	
3. 旅費交通費		905		1,035	
4. 租税公課		2,626		2,303	
5. 不動産賃借料	1	9,029		11,234	
6. 固定資産減価償却費		1,501		2,056	
7. 諸経費		30,192		23,099	
一般管理費計			138,215		129,522
営業利益又は営業損失( )			15,651		13,705
営業外収益					
1. 受取利息		14		20	
2. 雑益		28		10	
営業外収益計			42		30
営業外費用					
1. 為替差損		41			
2. 株式交付費		105		52	
3. 雑損失				95	
営業外費用計			146		148
経常利益又は経常損失( )			15,755		13,588
特別利益					
1. 固定資産売却益	2	26			

特別利益計			26	
特別損失				
1. 固定資産売却損	3	17		
特別損失計			17	
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失（ ）			15,745	13,588
法人税、住民税及び事業税			950	1,757
当期純利益又は当期純損失（ ）			16,695	11,830

## (3) 【株主資本等変動計算書】

## 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	499,500	514,500
当期変動額		
新株の発行	15,000	7,500
当期変動額合計	15,000	7,500
当期末残高	514,500	522,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	259,500	274,500
当期変動額		
新株の発行	15,000	7,500
当期変動額合計	15,000	7,500
当期末残高	274,500	282,000
その他資本剰余金		
当期首残高	1,465	1,465
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
当期首残高	260,965	275,965
当期変動額		
新株の発行	15,000	7,500
当期変動額合計	15,000	7,500
当期末残高	275,965	283,465
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	649,286	665,982
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,695	11,830
当期変動額合計	16,695	11,830
当期末残高	665,982	654,152
株主資本合計		
当期首残高	111,178	124,483
当期変動額		
新株の発行	30,000	15,000
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,695	11,830
当期変動額合計	13,304	26,830
当期末残高	124,483	151,313
純資産合計		
当期首残高	111,178	124,483
当期変動額		
新株の発行	30,000	15,000
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,695	11,830
当期変動額合計	13,304	26,830
当期末残高	124,483	151,313

## 重要な会計方針

項目	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1．固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 8～15年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>□ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p>
2．繰延資産の処理方法	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用としております</p>
3．引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>□ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p>
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

## 会計方針の変更

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
(千円)	(千円)
流動資産	流動資産
未収収益	未収収益
8,381	24,400
流動負債	流動負債
未払金	未払金
1,918	2,011

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
(千円)	(千円)
関係会社からの投資一任報酬	関係会社からの投資一任報酬
66,370	98,330
関係会社への代行販売手数料	関係会社への代行販売手数料
6,048	6,733
関係会社からのコンサルティング料	関係会社からのコンサルティング料
5,714	5,714
関係会社への地代家賃	関係会社への地代家賃
8,841	11,013
関係会社への出向者給与	関係会社へのロゴ掲載代
1,806	4,000
関係会社へのロゴ掲載代	
4,010	
2. 固定資産売却益は、工具器具備品26千円であります。	2.
3. 固定資産売却損は、工具器具備品17千円であります。	3.

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	19,580	600		20,180

## （変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 600株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	20,180	300		20,480

## （変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 300株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達（主に増資）しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）



平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	105,993	105,993	
(2) 未収委託者報酬	23,791	23,791	
(3) 未収収益	15,881	15,881	
(4) 立替金	8,628	8,628	
貸倒引当金	4,029	4,029	
資産計	150,264	150,264	
(1) 未払金	16,204	16,204	
(2) 未払費用	4,767	4,767	
(3) 未払法人税等	2,475	2,475	
(4) 預り金	944	944	
(5) 未払消費税等	1,967	1,967	
負債計	26,358	26,358	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

#### 負債

##### (1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	119,397	119,397	
(2) 未収委託者報酬	20,204	20,204	
(3) 未収収益	30,079	30,079	
(4) 立替金	5,712	5,712	
貸倒引当金	2,654	2,654	
資産計	172,738	172,738	
(1) 未払金	12,461	12,461	
(2) 未払費用	3,584	3,584	
(3) 預り金	1,212	1,212	
(4) 未払法人税等	2,686	2,686	
(5) 未払消費税等	2,940	2,940	
負債計	22,885	22,885	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 預り金 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳  (千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳  (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 230,242	税務上の繰越欠損金 200,434
未払事業税否認 579	未払事業税否認 386
一括償却資産否認 130	一括償却資産否認 112
貸倒引当金 1,436	貸倒引当金
賞与引当金 2,050	946
減価償却超過額 6	賞与引当金 1,687
繰延税金資産 小計 234,445	繰延税金資産 小計 203,567
評価性引当額 234,445	評価性引当額 203,567
繰延税金資産の純額 -	繰延税金資産の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との差異の原因となった主 な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との差異の原因となった主 な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失を計上 しているため注記を省略しております。	法定実行税率 38.01% (調整)
	法人税等の軽減税率適用 による差額 2.17%
	地方税均等割 6.99%
	交際費 0.71%
	評価性引当額の増減 30.66%
	その他 0.05%
	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 12.94%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

なお、この税率変更による影響はありません。

3.

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	証券投資一任 報酬	商品投資一任 報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	72,403	45,905	97,429	5,714	221,452

## 2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	173,665	47,787	221,452

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	72,084	31,522

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報 (単位：千円)

	証券投資一任 報酬	商品投資一任 報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	103,037	41,786	82,850	5,714	233,389

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益 (単位：千円)

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	191,297	42,091	233,389

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	104,044	27,272

## &lt; 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 &gt;

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 &gt;

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 &gt;

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有) 直接100	投資一任 契約 役員の 兼任	投資顧問料の 受取  代行販売手数料の支払  コンサルティング料の受取  地代家賃の支払  出向者の受入  ロゴ掲載費用 の支払い	66,370  6,048  5,714  8,841  1,806  4,010	未収 収益  未払金	8,381  1,918

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

### 2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	----------------	-----	--------------------------	-------------------	-------------------------------	-------------------	-------	------------------	----	------------------

親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料の受取	98,330	未収 収益 未払金	24,400 2,011
							代行販売手数料の支払	6,733		
							コンサルティング料の受取	5,714		
							地代家賃の支払	11,013		
							ロゴ掲載費用の支払い	4,000		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 一般的な取引条件を参考に決定しています。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

### 2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

### (1株当り情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当り純資産額 6,168.64円	1株当り純資産額 7,388.37円
1株当り当期純損失金額 850.52円	1株当り当期純利益金額 585.53円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、1株当り当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当り当期純利益（又は損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	16,695	11,830
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	16,695	11,830
普通株式の期中平均株式数（株）	19,630	20,205

### (重要な後発事象)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		132,093
未収委託者報酬		18,499
未収収益		13,383
前払費用		2,681
立替金		4,623
その他		2
貸倒引当金		2,730
流動資産合計		168,552
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		1,965
減価償却累計額		1,019
建物附属設備(純額)		945
工具器具及び備品		9,772
減価償却累計額		7,699
工具器具及び備品(純額)		2,073
有形固定資産合計		3,019
無形固定資産		
電話加入権		288
無形固定資産合計		288
固定資産合計		3,307
資産合計		171,859
(負債の部)		
流動負債		
未払金	1	13,100
未払費用		2,935
未払法人税等		1,523
預り金		583
賞与引当金		4,373
流動負債合計		22,516
負債合計		22,516
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		522,000
資本剰余金		
資本準備金		282,000
その他資本剰余金		1,465
資本剰余金計		283,465
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		656,122
利益剰余金計		656,122
株主資本合計		149,342
純資産合計		149,342
負債純資産合計		171,859

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
区分	注記 番号	
営業収益		94,659
営業費用		96,626
手数料等営業経費		44,307
一般管理費	1	52,319
営業損失( )		1,967
営業外収益		471
受取利息		12
雑収入		458
経常損失( )		1,495
税引前中間純損失( )		1,495
法人税、住民税及び事業税		474
中間純損失( )		1,970



## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	522,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	522,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	282,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	282,000
その他資本剰余金	
当期首残高	1,465
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	1,465
資本剰余金合計	
当期首残高	283,465
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	283,465
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	654,152
当中間期変動額	
中間純損失( )	1,970
当中間期変動額合計	1,970
当中間期末残高	656,122
株主資本合計	
当期首残高	151,313
当中間期変動額	
中間純損失( )	1,970
当中間期変動額合計	1,970
当中間期末残高	149,342
純資産合計	
当期首残高	151,313
当中間期変動額	
中間純損失( )	1,970
当中間期変動額合計	1,970
当中間期末残高	149,342

## 重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
1．固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 8～15年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>□ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p>
2．引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>□ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
<p>1. 消費税等の取り扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払金」として表示しております。</p>

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	653千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	20,480			20,480

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	132,093	132,093	
(2) 未収委託者報酬	18,499	18,499	
(3) 未収収益	13,383	13,383	
(4) 立替金	4,623	4,623	
貸倒引当金	2,730	2,730	
資産計	165,868	165,868	
(1) 未払金	13,100	13,110	
(2) 未払費用	2,935	2,935	
(3) 預り金	583	583	
(4) 未払法人税等	1,523	1,523	
負債計	18,142	18,142	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 預り金 (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## &lt;セグメント情報&gt;

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## &lt;関連情報&gt;

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	47,321	6,143	38,337	2,857	94,659

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	88,515	6,143	94,659

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社
営業収益	49,341

## &lt;報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報&gt;

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## &lt;報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報&gt;

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## &lt;報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報&gt;

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （ 1 株当り情報 ）

1 株当り純資産額並びに 1 株当り中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## &lt; 1 株当り純資産額 &gt;

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 株当り純資産額	7,292.14円

## &lt; 1 株当り中間純損失金額 &gt;

当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 株当り中間純損失金額	96.23円
なお、潜在株式調整後1株当り中間純損失金額については、1株当り中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## （注）1 株当り中間純損失定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
中間純損失金額（千円）	1,970
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純損失（千円）	1,970
普通株式の期中平均株式数（株）	20,480

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
りそな銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラス ティ・サービス信託銀行株式 会社)	2,799億円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律（兼営法）に基づき信託 業務を営んでいます。

平成25年3月末日現在

## (2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

平成25年3月末日現在

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の  
保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託  
銀行株式会社に委託することができます。

## &lt;再信託受託者の概要&gt;

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等  
に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事  
務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等  
を行います。

## 3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

## 受託者

該当事項はありません。

## 販売会社

ばんせい証券株式会社は委託会社の発行済み株式の100.0%を所有しています。

（平成26年1月末日現在）



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (6) 目論見書に投資信託の財産は委託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

ばんせい投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

ばんせい投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。